

令和5年度募集

刑務共済組合「ケガと病気の補償制度」

(団体総合生活補償保険(MS&AD型)・団体総合生活補償保険(標準型)・団体長期障害所得補償保険)

保険期間

令和6年1月1日午後4時～令和7年1月1日午後4時まで 1年間

保険料払込

令和6年1月の給与より毎月お引き去り

ケガ

病気

がん重点

賠償責任

三大疾病

先進医療

親介護

収入サポート

8つの補償でサポート

刑務共済組合員さまとご家族の補償をします。



たすけ



ささえ



団体割引

30%

損害率による割引

5%

※長期収入サポートは団体割引30%のみ適用です。

加入申込期間

令和5年9月1日(金)～9月15日(金)まで

募集期間中のお手続きについて

スマートフォンまたはPCからお手続き >>>



<https://www.keimukyosai.or.jp/benefit/saving/insurance-menu/msad/>

募集期間外のお手続きについて

加入申込票(紙)でお手続きとなります。所属施設の共済担当者へお申し出ください。毎月15日までに代理店の矯正サービスに到着した分が翌々月の1日から反映します。※詳細は本冊子のP4をご確認ください。

ケガと病気の補償制度 5つのポイント

1 団体割引で 保険料がオトク!



- 団体割引**30%**損害率による割引**5%**適用!
※長期収入サポートは団体割引30%のみ適用です。
- ケガの補償と賠償責任の補償の組み合わせであれば、
わずか月払1,000円でご加入可能です。

2 WEBでカンタン! お手続き&ご請求



- 表紙の二次元コード・URLから、スマートフォン、PC
で空き時間にサクッとWEB手続き可能!
(募集期間中の新規加入・内容変更・脱退手続き可能)
- 保険金のご請求もWEBから受付可能!
(詳細は本冊子裏面をご確認ください。)

3 疾病補償加入時の 告知が改定!



- 本改定により、告知内容やお引受条件が簡素化され、より
わかりやすく、ご加入いただきやすい内容となりました。
なお、本改定に伴う保険料の改定はございません。
 - 既にご加入の方は告知を更新することで、ご加入可能にな
るケースや、特定疾病コードを削除し無条件でご加入いた
だけるケースもございますので、皆さま現在の告知をご確認
ください。
- ★ 詳細は本冊子のP5またはe-団体のお手続き画面でご確
認ください。

4 ご家族も 同じ割引率で ご加入可能!



- **配偶者、子どもはもちろん、両親、兄弟姉妹、本人と同居の
親族(6親等内の血族、3親等内の姻族)まで対象です。**
Fセット、K1セット、KW1セットは被保険者1名加入で、
ご家族も対象となります。(詳細P3をご確認ください。)

5 ご退職後も ご継続可能!



- ご退職後も**74才までご継続**が可能です。
 - ご継続条件は下記いずれも満たす場合です。
 - ① ご退職時の年齢が満50才以上74才以下
 - ② 組合員の資格を喪失する前日において、現職制度に
3か月以上継続加入している方。
- (注) 3月末以外の時期にご退職し、ご継続される方については、
現職と同じセット・口数でのご加入となります。
(セットの追加削除・口数変更は募集期間中のみ可能です。)

募集期間中に申込すれば1月加入に
なるため3月末退職に間に合います!

目次

ケガと病気の補償制度 5つのポイント	P1
目次・重要事項のご説明	P2
加入要件	P3
お手続きルール	P4
今年度の主な改定	P5
おすすめ加入プラン	P6

STEP① 基本セットを選択



ケガと病気の補償【SWE】 P7



がん重点補償【Z】 P8



ケガの補償【E】【F】 P9



POINT

2分でわかる！
基本セット説明動画はこちら

STEP② オプションを選択



日常生活賠償補償【KW1】【K1】 P10

三大疾病診断補償【Q】 先進医療費用補償【R】 親介護一時金補償【Y】 P11

+αを選択（長期収入サポート補償のみのご加入も可能です。）

長期収入サポート補償【M・W】 P12



ご加入内容確認事項	P13
保険金をお支払いする場合に該当したとき	P14
保険金のご請求方法、お問い合わせ先	裏面



重要事項のご説明等

必ずご確認ください



- お支払いする保険金のご説明
- 重要事項のご説明（契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明）
- 留意事項
- 個人情報の取り扱い
- 健康状況告知のご案内

<https://keimu.ssc-01.com/pdf/keimu.pdf>

ご契約に関する詳細について、上記二次元コードまたはURLからアクセスしご確認ください。
重要事項のご説明等は印刷してお手元に保存いただくか、ご自分の端末にPDFファイルを保存してください。
アクセスが難しい場合は所属施設の共済担当者へお申し出いただくか、裏面のお問い合わせ先にご連絡ください。

加入要件

加入者（申込人）となる方

刑務共済組合の組合員本人

被保険者（本人）となる方

e- 団体ネット手続きシステムの被保険者ご本人欄に名前を登録する方・加入申込票（紙）の被保険者ご本人欄に名前を記載する方

<基本セット（オプションも含む）>

刑務共済組合の組合員本人、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族（6親等内の血族・3親等内の姻族）

※Fセット（家族型）にご加入の場合は刑務共済組合の組合員、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹。

※SWEセット、Zセットは令和6年1月1日時点で満1才以上満74才以下かつ、健康状況告知の結果ご加入できると判断された方のみ



<長期収入サポート>

刑務共済組合の組合員のみ

※令和6年1月1日時点で満15才以上満59才以下かつ、健康状況告知の結果ご加入できると判断された方のみ

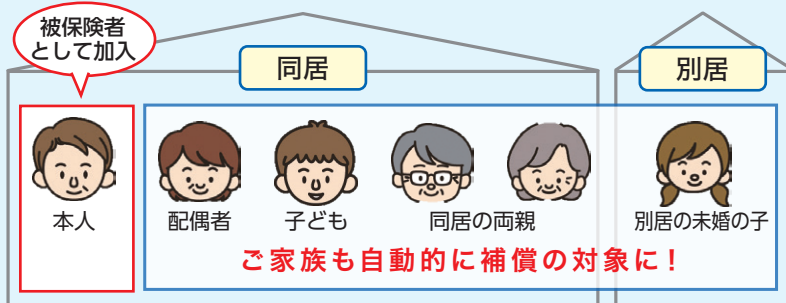


補償の対象となる方

補償内容	セット名	補償の対象となる範囲
●ケガと病気の補償	SWE	被保険者（本人）として名前を登録した方のみ
●三大疾病診断補償	Q	
●先進医療費用補償	R	
●がん重点補償	Z	
●ケガの補償（個人型）	E	
●長期収入サポート補償	M・W	
●ケガの補償（家族型）	F	被保険者（本人）として名前を登録した方。 +被保険者（本人）の配偶者、被保険者（本人）または配偶者と同居の親族、別居の未婚の子（※1）
○日常生活賠償補償	KW1 K1	
●親介護一時金補償	Y	特約被保険者欄に名前を登録した方のみ（※2）

（※1） ●ケガの補償（家族型）、○日常生活賠償補償 補償の対象となる方の範囲

- ①被保険者本人 ②配偶者
③本人または配偶者の同居の親族 ④別居の未婚の子



●青枠内の対象者

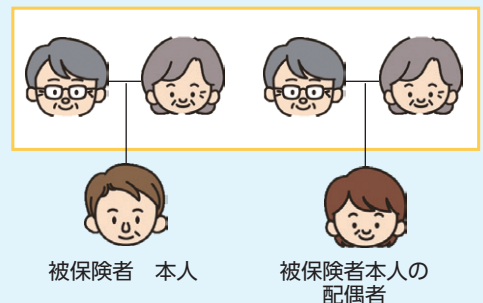
被保険者として名前を登録しなくとも、補償の対象となります。

同居・別居、続柄は支払事由発生時点で判断します。

（※）日常生活賠償補償の上記補償の対象となる方が責任無能力者である場合の取扱いについては別冊P6・P11をご確認ください。

（注）配偶者や未婚の子は同居・別居に関わらず、被保険者本人が加入することで自動的に補償の対象になります。重複加入しないようお気をつけください。

（※2） ●親介護一時金補償 特約被保険者となる方の範囲



基本セット（SWEセット）の被保険者の親（姻族を含む）の中から最大2名まで特約被保険者として設定できます。

お手続きルール

新規加入・内容変更・脱退

	補償内容	セット名(限度口数)	募集期間中のお手続き	募集期間外のお手続き
手続き方法			★1.e-団体ネット手続きシステム (スマートフォン・PC)	★2.加入申込票(紙)
基本セット	●ケガと病気の補償	SWE (3口)	○	×
	●がん重点補償	Z (1口)	○	×
	●ケガの補償(個人型)	E (5口)**	○	○
	●ケガの補償(家族型)	F (5口)**	○	○
オプション	●三大疾病診断補償 ●先進医療費用補償 ●親介護一時金補償	Q (3口) R (1口) Y (1口)	○	×
	○日常生活賠償補償	KW1 K1 (1口)	○	○
+α	●長期収入サポート補償	M・W (5口)	○	×

※ 15才未満の未就労者の場合、Eセット・Fセットは3口限度

★1.募集期間中・・・e-団体ネット手続きシステム(スマートフォン・PC)

- ・お手続き方法の詳細は「e-団体ネット手続きガイド」をご確認ください。
- ※ネット手続きが難しい場合、加入申込票(紙)のお手続きをご案内いたしますので、所属施設の共済担当者へお申し出ください。
- ※契約条件によってはネット手続き対象外の場合がございます。対象外の場合は個別に加入申込票(紙)のお手続きをご案内します。

★2.募集期間外・・・加入申込票(紙)

- ・所属施設の共済担当者へお申し出いただき、加入申込票(紙)をご提出ください。
- ▲疾病に関する補償は、募集期間中のみ新規加入・内容変更・脱退が可能です。(SWE・Z・Q・R・Y・M・W)

〈締切日〉

- ・毎月15日までに代理店の矯正サービスに到着した分が翌々月の1日から補償が開始します。
(注) 15日を過ぎて到着した場合は、1ヶ月遅れての補償開始となります。

〈提出先〉

- ・所属施設の共済担当者

◎マル特制度のご案内

- ・組合員資格取得後1年未満の方または矯正研修所(同支所を含む)に入所中の方については、加入申込日翌日から補償開始が可能となる加入方法です。加入申込票(紙)でのお手続きとなりますので、所属施設の共済担当者へお申し出ください。
- ※ケガの補償(E・F)、日常生活賠償補償(K1)のみ対象

継続加入(前年と同条件)

- ・自動継続のためお手続きは不要です。
- (注) 前年からご加入の方は内容変更や脱退のお申し出がない場合、前年のご加入内容に応じたセット・口数で自動継続の取り扱いをします。
(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合はご継続時のご年齢による保険料となります。)

保険金額の上限について

以下の保険金額を超えないようにご加入ください。(被保険者1名あたり)

- 通院保険金額(傷害・疾病) 1万円
- 入院保険金額(傷害) 3万円(15才未満は1万5千円)
- 入院保険金額(疾病) 2万円



ささえるん

今年度の改定



日常生活賠償補償の名称が4種類から2種類になりました！（KW1・K1）

昨年度まではセット名が基本セットに応じて4種類ありました。（KW1・KW2・K1・K2）
今年度からはセット名が2種類になり分かりやすくなります。（KW1・K1）

基本セット	従 来	今年度
SWE	KW1	KW1
Z	KW2	
E	K1	K1
F	K2	

（注）

- ・いずれもセット名が異なるのみで補償内容や保険料は同じです。
- ・既加入者の方は自動で読み替えますのでセット名称変更のお手続きは不要です。



15才未満の未就労者の保険金額の上限が変更されました！

保険金額の上限変更に伴い、SWE・Qセットの口数制限がなくなります。E・Fセットは引き続き3口限度になりますのでご注意ください。年齢に関わらず、被保険者1名あたりの保険金額は上限がありますので、詳細はP4の保険金額の上限についてをご確認ください。



疾病補償の告知内容が緩和されました（SWE・Z・Q・R・Y・M/W）

改定1

診察・治療の有無や初診から終診までの期間等の治療歴を問う内容から、**入院有無や入院期間等の入院歴を問う内容に見直し、ご加入いただける範囲を緩和**します。

改定2

改定1の緩和に伴い、**特定の疾病・症状群（疾病コード）の告知を不要とし、告知事項に該当した場合は疾病種類によらず、一律引受不可**とします。ただし、前年より特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件が付されている被保険者は、改めて告知がない限り改定後も本条件がご継続されます。

改定3

妊娠に関する質問事項が廃止され、妊娠中の方もご加入いただけるようになりました。（SWE・Z・Q・R・M/W）

改定4

一部質問を廃止するとともに、告知対象期間や告知の対象となる疾病を見直しました。（Y）

新規加入の方

- 告知質問事項の回答が全て「いいえ」の方のみ疾病補償にご加入いただけます。
※ひとつでも回答が「はい」となる場合はご加入いただけません。

既加入者の方

- 前年までの告知質問事項で**疾病補償にご加入いただけなかった方**
…今年度の告知質問事項の回答が全て「いいえ」の方は疾病補償にご加入いただけます。
- 前年までの告知質問事項で**特定疾病についてお支払いしない条件でご加入いただいていた方**（A欄・B欄疾病の登録をしていた方）
…今年度の告知質問事項の回答が全て「いいえ」の方は募集期間中であれば告知更新し、条件を外すことが可能です。（今年度からA欄・B欄の区分はなくなりました。）改めて告知がない場合は本条件が継続します。
- 前年までの告知質問事項で回答が全て「いいえ」で**疾病補償に加入しており、今年も同じ条件で継続希望の場合**。
…現在の健康状況に関わらず、告知の更新は不要です。
- 前年までの告知質問事項で回答が全て「いいえ」で疾病補償に加入しており、疾病補償を追加・増口する場合
…改定後の告知質問事項で回答します。「はい」がひとつでもある場合は、補償の拡大は出来ないので同条件でご継続となります。
（注）ケガ・賠償責任の場合は告知不要です



重要事項等のご説明を二次元コードからご確認可能になりました！

従来パンフレットの後半ページに記載していた重要事項説明等のページをPDFでPCやスマートフォン等でご確認可能になりました。（P2参照）※PCでの表示を推奨

おすすめ加入プラン

病気の備えがない方・はじめて保険に入る方



- はじめて保険に入る
- まずは基本の補償に入りたい。

ご本人様(24才)
※20~24才で試算

●おすすめ加入例

ケガと病気の補償 (SWE セット) 2口(2,220円/月)

⊕ 日常生活賠償補償 (KW1セット) 1口(110円/月)

(合計) 月払保険料 **2,330円**

支払例

■ 大腸ポリープになり手術をした。

→ 疾病手術保険金: 40,000円
(入院せず手術の場合、疾病入院保険金日額 × 5倍)

■ 自宅で転倒し、ケガをして3日間通院した。

→ 傷害通院保険金日額: 1日1,000円 × 2口 × 3日間
= 6,000円

★ 補償内容の詳細は (SWE セット: P7, KW1セット: P10) をご確認ください。

ご家族まとめてケガの補償



- 組合員のみ加入している。
- 結婚、出産により家族が増えた。
- 安い保険料で家族の補償もつけたい。

ご本人様(35才)
※配偶者、子ども、
両親と同居

●おすすめ加入例

ケガの補償 家族型 (Fセット) 1口(2,470円/月)

⊕ 日常生活賠償補償 (K1 セット) 1口(110円/月)

(合計) 月払保険料 **2,580円**

支払例

■ 子どもが運動をして足を骨折し2週間入院し、退院後7日間通院した。

→ 傷害入院保険金日額: 1日4,500円 × 2週間(14日間) = 63,000円
→ 傷害通院保険金日額: 1日1,000円 × 7日間 = 7,000円

■ 配偶者が自宅でやけどをし、5日間通院した。

→ 傷害通院保険金日額: 1日1,000円 × 5日間 = 5,000円

■ 同居の両親が自転車で通行人とぶつかって骨折し1か月入院、相手側もケガし治療費等を請求された。

→ (自身のケガ)
傷害入院保険金日額: 1日4,500円 × 1か月(30日間) = 135,000円

→ (相手への賠償)
日常生活賠償保険金: 相手方へお支払いした法律上の損害賠償の金額
(限度額 3億円) ※実際の賠償金額によって支払い額が決まります。)

★ 補償内容の詳細は (Fセット: P9, K1 セット: P10) をご確認ください。

ご家族も一緒に加入してケガも病気も補償!



- 組合員のみ加入している。
- 結婚、出産により家族が増えたので、ケガも病気もどちらも心配。
- 家族もまとめて同じ保険に入りたい。

ご本人様(35才)
※35~39才で試算
配偶者(34才)
※30~34才で試算
子ども(10才)
※10~14才で試算

●おすすめ加入例

ご本人様 35才 ケガと病気の補償 (SWE セット) 3口(4,110円/月)

⊕ 日常生活賠償補償 (KW1セット) 1口(110円/月)

配偶者 34才 ケガと病気の補償 (SWE セット) 3口(4,020円/月)

子ども 10才 ケガと病気の補償 (SWE セット) 1口(1,000円/月)

(合計) 月払保険料 **9,240円**

支払例

■ 子どもが転んでケガをして5日間通院した。

→ 傷害通院保険金日額: 1日1,000円 × 5日間 = 5,000円

■ 配偶者が盲腸になり緊急手術をし、1週間入院をした。

→ 疾病手術保険金額: 240,000円
(入院中の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 20倍)

→ 疾病入院保険金日額: 1日4,000円 × 3口 × 1週間(7日間) = 84,000円

★ 補償内容の詳細は (SWE セット: P7, KW1セット: P10) をご確認ください。

病気の補償をさらに手厚くしたい方



- SWEセットのみ加入している。
- 最近体力に自信がなくなってきた。
- がんになったら費用が心配。

ご本人様(50才)
※50~54才で試算

●おすすめ加入例

ケガと病気の補償 (SWE セット) 1口(1,810円/月)

⊕ 先進医療費用補償 (R セット) 1口(50円/月)

がん重点補償 (Z セット) 1口(2,790円/月)

(合計) 月払保険料 **4,650円**

支払例

■ がんと診断され、15日間入院し先進医療に該当する手術を受けた。

【SWEセット】→ 疾病入院保険金日額: 1日4,000円 × 15日間 = 60,000円

→ 疾病手術保険金額: 80,000円
(入院中の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 20倍)

【Rセット】→ 先進医療費用保険金額: 限度額 1,000万円

【Zセット】→ がん診断保険金: 300万円

→ 疾病入院保険金日額: 1日5,000円 × 15日間 = 75,000円

→ 疾病手術保険金額: 100,000円
(入院中の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 20倍)

★ 補償内容の詳細は (SWE セット: P7, R セット: P11, Z セット: P8) へ

基本セット

STEP ①

まずは基本セットを決めましょう

病気もケガもどちらも補償するなら SWE セット!

2分で分かる
SWEセット説明動画はこちら

ケガと病気の補償 (SWEセット)

3口限度



団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

＼こんなときお支払いします／



武道訓練中にケガをした
(日常生活でのケガも対象)



料理中に
やけどをした



車にひかれてケガをした



病気で入院し、
退院後通院した



盲腸で緊急手術をし
入院した

★天災によるケガ(地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ)もお支払いします。

補償内容	保険金額(1口あたり)
死亡後遺障害(ケガ)*	400万円
入院日額(病気・ケガ)	4,000円
通院日額 (病気による退院後の通院)	1,800円
通院日額(ケガ)	1,000円
手術(病気)	<入院中の手術> 疾病入院保険金日額の20倍 <入院中以外の手術> 疾病入院保険金日額の5倍
手術(ケガ)	<入院中の手術> 傷害入院保険金日額の10倍 <入院中以外の手術> 傷害入院保険金日額の5倍
放射線治療(病気)	疾病入院保険金日額の10倍

月払保険料(被保険者年齢別)	
1～4才	1,230円
5～9才	1,140円
10～14才	1,000円
15～19才	1,010円
20～24才	1,110円
25～29才	1,230円
30～34才	1,340円
35～39才	1,370円
40～44才	1,390円
45～49才	1,550円
50～54才	1,810円
55～59才	2,210円
60～64才	2,850円
65～69才	3,950円
70～74才	5,470円

*傷害後遺障害保険金については、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

★年齢別保険料は令和6年1月1日時点の満年齢でご確認ください。

★補償を追加または増口する場合は告知が必要です。「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票(紙)裏面」の告知の質問に沿ってご回答ください。

早めに備えましょう。

2分で分かる
Zセット説明動画はこちら

がん重点補償 (Zセット)

1口限度



団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

＼ こんなときお支払いします！



がんと診断され治療を開始した。

★がんと診断され治療を開始されたら
一時金として300万円をお支払いします。

■例えば何に使う費用？

- 健康保険では適用されない差額ベッド代、食事代、入院生活に伴う雑費(衣料費、衛生用品、家族の交通費等)、先進医療費等。
- セカンドオピニオンの利用や、自由診療など治療の幅広い選択をするためにかかる治療費。
- 治療後のケア。(かつら、眉、まつげのケア)

⇒長期治療、保険外診療で自己負担が高額になる
ケースもあるため、一時金でサポート！

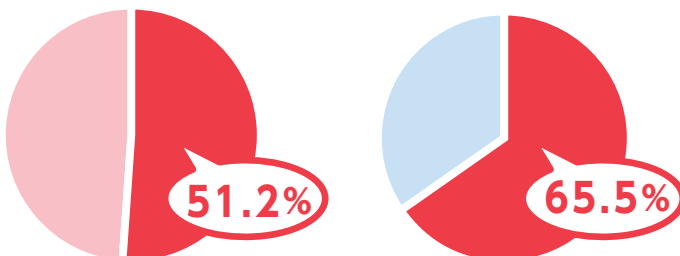
補償内容	保険金額(1口あたり)
がん診断保険金	300万円
がんによる入院日額	5,000円
がんによる退院後の通院日額	3,000円
がんによる手術	<入院中の手術> 疾病入院保険金日額の20倍 <入院中以外の手術> 疾病入院保険金日額の5倍
がんによる放射線治療	疾病入院保険金日額の10倍

月払保険料 (被保険者年齢別)	
1～4才	130円
5～9才	120円
10～14才	100円
15～19才	100円
20～24才	120円
25～29才	330円
30～34才	620円
35～39才	960円
40～44才	1,450円
45～49才	2,190円
50～54才	2,790円
55～59才	4,480円
60～64才	8,450円
65～69才	11,480円
70～74才	14,960円

がん発症率

女性

男性



※国立がん研究センターがん情報サービス HP「最新がん統計」より
(2019 データに基づく)

★年令別保険料は令和6年1月1日時点の満年齢でご確認ください。

★補償を追加する場合は告知が必要です。「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票(紙)裏面」の告知の質問に沿ってご回答ください。

★がん重点補償(Z)はがんのみ補償特約をセットしておりますので、がんの治療を目的とした場合に限り保険金をお支払いいたします。

基本セット

STEP ① まずは基本セットを決めましょう

業務中のケガも日常生活でのケガも
訓練や業務でのケガに備えて! まとめて補償!

2分で分かる
E・Fセット説明動画はこちら



ケガの補償

団体総合生活補償保険(標準型)

＼こんなときお支払いします／



武道訓練中にケガをした
(日常生活でのケガも対象)



料理中にやけどをした



車にひかれてケガをした

★天災によるケガ(地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ)もお支払いします。

個人型 (Eセット)

5口限度(15才未満の未就労者は3口限度)

補償内容	保険金額(1口あたり)
死亡後遺障害(ケガ)※	410万円
入院日額(ケガ)	4,000円
通院日額(ケガ)	1,200円
手術(ケガ)	<入院中の手術> 傷害入院保険金日額の10倍 <入院中以外の手術> 傷害入院保険金日額の5倍

月払保険料
890円



※傷害後遺障害保険金については、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

家族型 (Fセット)

5口限度(15才未満の未就労者は3口限度)

補償内容	保険金額(1口あたり)※1
死亡後遺障害(ケガ)※2	235万円
入院日額(ケガ)	4,500円
通院日額(ケガ)	1,000円
手術(ケガ)	<入院中の手術> 傷害入院保険金日額の10倍 <入院中以外の手術> 傷害入院保険金日額の5倍

月払保険料
2,470円



※1 被保険者本人、配偶者、親族それぞれ上記の保険金額となります。

※2 傷害後遺障害保険金については、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

本人、配偶者、子ども、同居の親族、別居の未婚の子までまとめて補償!

基本セット (SWE・Z・E・F) いずれかに加入の方は追加できます。

日常生活賠償補償 (KW1 / K1 セット)

1口限度

＼こんなときお支払いします／

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)
団体総合生活補償保険 (標準型)



自転車で通行人にケガをさせた



水漏れを起こして他人に迷惑をかけた



お店の商品を壊してしまった



電車の運行をとめてしまった (国内のみ)



人から借りたもの、貸与されたもの (受託物) については補償の対象外となります。
(例) 学校から貸与されたタブレットを壊した。他人から借りたカメラを壊した。

補償内容	保険金額 (1口あたり)
他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことに より法律上賠償責任を負うときの損害を補償	3億円

月払保険料
110円

■日常生活の賠償事故を補償 (国内・国外)
ただし、電車運行不能の損害賠償責任は国内のみ補償

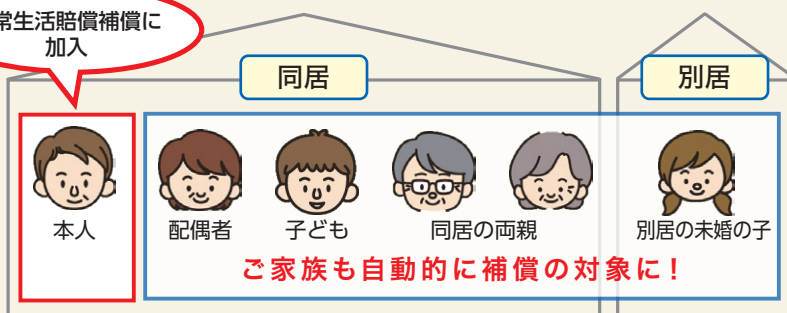


ご家族の補償の範囲にご注意ください！補償が重複していませんか？

被保険者本人1名が加入することで、

①被保険者本人、②配偶者、③本人または配偶者の同居の親族、④別居の未婚の子 まで対象

日常生活賠償補償に加入



(注1) 本制度以外にも自動車保険や火災保険等で同様の補償があり、補償が重複する場合、補償対象の事故による損害はいずれから補償されますが、損害の額によってはいずれか一方のみお支払いとなり、保険料が無駄になるケースがありますので、ご確認の上、ご加入ください。

(注2) 配偶者や未婚の子は同居・別居に関わらず、被保険者本人が加入することで自動的に補償の対象となります。重複加入しないようご注意ください。

●青枠内の対象者 被保険者として名前を登録しなくとも、補償の対象となります。
同居・別居・続柄は支払事由発生時点で判断します。



セット名にご注意ください！基本セットに合わせてセット名が変わります。

補償内容	基本セット名	日常生活賠償補償オプション名
●ケガと病気の補償	SWE	KW1
●がん重点補償	Z	
●ケガの補償 (個人型)	E	K1
●ケガの補償 (家族型)	F	

(注) セット名が異なる場合でも補償内容は同じです。

SWEセットに加入の方のみ追加できます。

三大疾病診断補償 (Qセット)

3口限度

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)



／ こんなときお支払いします ／

- がん** : 診断された場合
 - 急性心筋梗塞** : 治療目的で入院を開始した場合
 - 脳卒中** : 治療目的で入院を開始した場合
- ※お支払い要件の詳細は別冊P4をご覧ください。

補償内容	保険金額 (1口あたり)
三大疾病 (脳卒中・がん・急性心筋梗塞) と診断され特約所定のお支払い要件を充足したときの一時金	80万円

月払保険料 (被保険者年齢別)			
1～4才	40円	40～44才	540円
5～9才	40円	45～49才	800円
10～14才	40円	50～54才	980円
15～19才	40円	55～59才	1,560円
20～24才	50円	60～64才	2,980円
25～29才	130円	65～69才	3,970円
30～34才	240円	70～74才	5,070円
35～39才	360円		

※がん重点補償 (Zセット) に別途ご加入される場合、本セットにはご加入いただけません。

先進医療費用補償 (Rセット)

1口限度

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

補償内容	保険金額 (1口あたり)
ケガや病気で日本国内において先進医療の治療を受けた費用 (交通費・宿泊費含む) を補償	1,000万円

月払保険料
50円



■ **先進医療とは** ■ 治療を受けた日現在に、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、厚生労働大臣が定めるものをいいます。(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。) 対象となる治療、実施医療機関については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

親介護一時金補償 (Yセット)

1口限度

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

補償内容	保険金額 (1口あたり)
親御様の要介護3以上の状態が30日を超えて継続した場合の一時金	100万円

月払保険料 (親御様の年齢別、1人あたり)			
40～44才	10円	65～69才	290円
45～49才	10円	70～74才	640円
50～54才	30円	75～79才	1,400円
55～59才	60円	80～84才	3,580円
60～64才	130円		

■ **親介護一時金とは** ■

介護用品や住宅リフォーム費用等、介護のため一時的に必要な費用に充当する目的の特約です。



**加入時の
ご注意点**

- ・保険料は親御様1人あたりの保険料です。
- ・SWEセットにご加入の被保険者1人につき、親御様2名まで加入可能です。
- ・親御様に健康状況を告知いただき、SWEセットにご加入の被保険者ご本人に代理で署名または入力いただけます。
- ・補償の対象となる親御様は、SWEセットにご加入の被保険者の血族または姻族の親御様に限ります。

★年齢別保険料は令和6年1月1日時点の満年齢でご確認ください。(親介護の場合は親御様の年齢となります。)

★補償を追加または増口する場合は告知が必要です。「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票 (紙) 裏面」の告知の質問に沿ってご回答ください。

STEP ② 補償をさらに手厚く！

組合員様のみ加入できます。

長期収入サポート補償 (Mセット(男性)・Wセット(女性))

5口限度

団体長期障害所得補償保険



もしケガや病気で働けなくなったら…

長期の傷病はご自身やご家族の大きな負担に



ローンの返済等の負担



治療費や介護費用の負担



ご家族の生活費や養育費の負担

長期収入サポート補償なら！

働けなくなったときの収入をサポートする保険です！

- 最長 60 才までのロング補償
- 入院だけでなく自宅療養中も補償
- 復職後も要件を満たす場合は引き続き補償
- 退職後も保険金をお支払い



1口あたりの保険金額 (支払基礎所得額)	免責期間	補償期間 (てん補期間)
5万円 (支払例は下記参照)	605日	60才に達した日 ^(※) の属する事業年度の末日まで (ただしてん補期間が3年に満たない場合は最長3年) (※)60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。

月払保険料 (被保険者年齢別)		
被保険者年齢	M (男性)	W ^(注) (女性)
15～19才	259円	178円
20～24才	259円	178円
25～29才	268円	233円
30～34才	283円	301円
35～39才	340円	430円
40～44才	484円	651円
45～49才	644円	841円
50～54才	713円	856円
55～59才	778円	827円

支払例

(例) 悪性腫瘍で入院し、体力低下で退院後も自宅療養し、免責期間605日終了後、3年間働くことができなかった。(45才・男性)

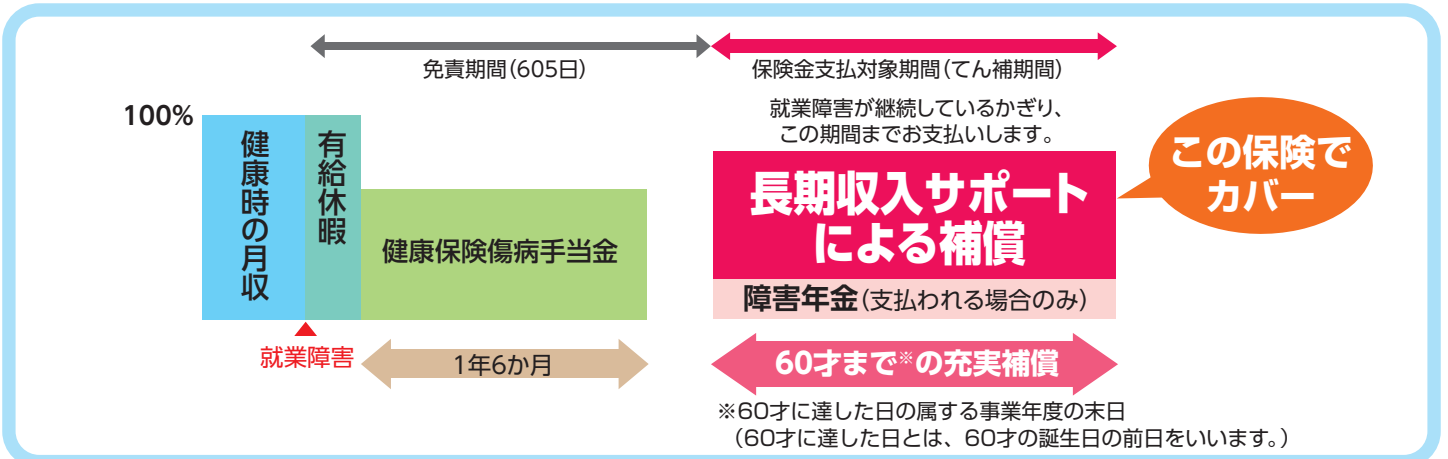
- 長期収入サポート 3口加入。(月払保険料: 644円×3口 = 1,932円)
- 保険金額 (支払基礎所得額): 15万円 (5万×3口)
 - ・ 免責期間開始直前の各月の所得の額 (A): 40万
 - ・ 免責期間終了日の翌日から各月における回復所得額^(*) (B): 0円

(*)「回復所得額」 被保険者が免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得額

保険金額 × 口数 × (1-B/A) × てん補期間で働けなかった月数 = 支払い額

$$5万円 \times 3口 \times \left(1 - \frac{0円}{40万円}\right) \times 36か月 = \mathbf{540万円}$$

(注)Wセット(女性)「妊娠に伴う身体障害補償特約」セット



★年令別保険料は令和6年1月1日時点の満年齢でご確認ください。
 ★補償を追加または増口する場合は告知が必要です。「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票(紙)裏面」の告知の質問に沿ってご回答ください。
 ★原則、平均月間所得額(年収×1/12)の70%の範囲内で加入口数をお決めください。
 ★天災(地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波)により被った身体障害による就業障害の場合も補償されます。(天災危険補償特約セット)

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく入力あるいは記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、本冊子記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることを本冊子・重要事項のご説明でご確認ください**。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）

保険金額（ご契約金額） 保険期間（保険のご契約期間） 保険料・保険料払込方法

2. 「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」への入力・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。

内容をよくご確認ください、「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」に正しく入力あるいは記入いただきますようお願い申し上げます。

入力・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

・「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しく入力あるいは記入いただいていますか？

・「年令」欄は保険始期日時点での満年令を入力あるいは記入ください。

*入力あるいは記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しく入力あるいは記入いただいていますか？

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の「他の保険契約等」欄は正しく入力あるいは記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？

◆「GLTD [団体長期障害所得補償保険]（定額型）のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

支払基礎所得額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の70%（*）以下となるようなタイプまたは口数でお申込みされていますか？

（*）公的医療保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者（給与所得者）については、免責期間が1年6か月以上の場合、70%とします。

◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しく入力あるいは記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「e-団体ネット手続きシステム」による手続きあるいは「加入申込票（紙）」のご提出が必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など）

・既にご加入されているがご継続されない場合

・既にご加入いただいている方で、健康状況告知を再告知いただくことで特定疾病対象外の疾病コードを削除可能な場合（再告知の回答が質問1、2いずれも「いいえ」の場合に限ります。）

保険金をお支払いする場合に該当したとき

●保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、本冊子裏面の請求方法1~3のいずれかにて、事故の状況、ケガの程度、病気の状況などをご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*)をご提出をいただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(**)を終えて保険金をお支払いします。^(***)

- (*) 1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (*) 2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*) 3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社から求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社から求めるもの

- ・ 引受保険会社所定の保険金請求書
- ・ 引受保険会社所定の同意書
- ・ 事故原因・損害状況に関する資料
- ・ 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- ・ 引受保険会社所定の診断書
- ・ 診療状況申告書
- ・ 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・ 死亡診断書
- ・ 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・ 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・ 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- ・ 休業・所得証明書
- ・ 所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書等）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

●賠償事故について

法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数（団体長期障害所得補償保険の場合は、就業障害である期間）の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

保険金ご請求方法について

刑務共済組合の現職の方は保険金のご請求方法が3通りございます。

下記よりお選びいただき、速やかに事故報告をしてください。

事故報告完了後、三井住友海上の支払担当者より必要書類等のご案内をさせていただきます。

請求方法1 インターネット事故受付サービスから報告

- スマートフォンで右記の二次元コードを読み取り、三井住友海上ホームページへアクセス。

<https://www.ms-ins.com/contractor/contact/>



WEB上に必要事項を入力し、事故受付完了! ケガの場合はご請求まで完結するケースも!

※ご利用できない事故がございますのでご注意ください。

請求方法2 お電話で報告

三井住友海上事故受付センター (24時間365日受付)

0120-258-189



お電話で事故報告後、三井住友海上のお支払担当者からご請求に関する書類をご案内をさせていただきます。

請求方法3 所属施設の共済担当者へ報告

- 所属施設の共済担当者へご請求について報告いただき、共済担当者から三井住友海上へ事故受付票でご報告いただきます。



~~三井住友海上へご報告済みの事故についてお問い合わせ先~~

三井住友海上からお送りしている請求書類に記載の担当者宛てにご連絡をお願いします。

※ケガ・病気・介護のご請求について担当者が不明の場合

三井住友海上火災保険株式会社 傷害疾病第三保険金お支払センター TEL:03-3259-8107(平日9時~17時)

(注)ご連絡がつきにくいお客さまにはSMSの利用および所属施設へご連絡させていただく場合がございます。



※以下のお問い合わせ先ではお支払いの判断が出来かねますのでまずは上記の通りご報告いただきますようお願いいたします。

「ご契約者さま専用ページ」のご利用方法・操作に関するお問い合わせ >>> インターネットデスク TEL:0120-168-321(無料)

契約に関するお問い合わせ先

代理店・扱者	有限会社矯正サービス 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60・56 階	TEL 0800-805-1188(無料) FAX 03-3982-5861
幹事引受 保険会社	三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部 営業第一課 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1	TEL 0570-000-639 FAX 03-3259-7581

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・損害保険ジャパン株式会社

(注)引受割合等の詳細は別冊P21をご確認ください。